

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	11 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 8 月から同年 11 月まで  
② 昭和 51 年 7 月

結婚のため会社を退職したので、A市B区役所において国民年金の加入手続を行って、年金手帳を受け取り、独身の頃に国民年金保険料の未納期間があったので、納付書を郵送してもらい、金融機関において納付した。

将来受給しなければならない大切な年金の支払いを忘れるわけがないので、申立期間①及び②が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 12 月に払い出されており、48 年 8 月まで遡って国民年金被保険者資格を取得したことが確認でき、当該払出時点では、過年度納付が可能な期間である。

また、申立人は、「A市B区役所において国民年金の加入手続を行った際に、結婚した昭和 52 年 12 月以前の期間の保険料の納付を求められたので、送付を受けた納付書により、全ての期間の国民年金保険料を納付した。」と供述しているところ、オンライン記録により、申立人は、強制加入期間のうち昭和 52 年 7 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料を現年度納付により納付している上、A市では、当時、申立人の希望により、現年度納付の納期限を経過した国民年金保険料についても、時効が経過していない国民年金保険料について、社会保険事務所（当時）との連絡の下、納付書発行の便宜を図っていたことが確認できることを考慮すると、申立人が国民年金の加入手続を行った時点において納付することが可能であった当該期間の保険料について、納付しな

かったとは考え難い。

さらに、当該払出以降、申立人が任意加入期間の国民年金保険料を全て納付していることが確認でき、申立人の保険料納付意識の高さがうかがえる上、申立期間②は1か月と短期間である。

一方、申立期間①について、申立期間①は、当該手帳記号番号が払い出された昭和52年12月時点において、時効により国民年金保険料を納付できない期間であることから、A市B区役所から申立人に郵送されたとする納付書には申立期間①の国民年金保険料の納付書は含まれていなかったと考えることが自然である。

また、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①に係る保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和58年10月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月16日から59年1月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。

昭和58年6月14日に、B市に所在していたA社（以下「A社（B市）」という。）に正社員として入社し、同社C営業所に継続して勤務した。申立期間に係る給与はD市に同社の本社として所在していたE社（現在は、A社）から支給され、継続して給与から厚生年金保険料を控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社（B市）の人事部門を承継しているF社が作成した申立人に係る在籍証明書、及び申立人が記憶する複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社（B市）C営業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、F社は、「当社が保管する労働者名簿によれば、申立人は、A社（B市）の正社員であったことが確認できる。A社（B市）は、D市に所在していたE社とは別法人であったが、当時は、A社（B市）の本社であったE社で一括して給与計算事務を行っていた。A社（B市）の正社員として勤務していたのであれば、厚生年金保険料を給与から控除していたものと推定でき

る。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（B市）における昭和59年1月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

一方、適用事業所名簿によれば、A社（B市）が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは、昭和59年1月1日であることが確認できるところ、法人登記簿によれば、同社は、58年10月1日に法人として設立していることが確認できる上、申立人が記憶する複数の同僚の供述、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録、及び当該同僚の雇用保険の被保険者記録により、申立期間当時、5人以上の従業員が常時勤務していたことが推認されることなどから判断すると、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、F社は、当時の資料が保管されておらず不明としているが、A社（B市）は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和58年10月から同年12月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日（平成4年7月31日）及び資格取得日（平成5年4月1日）を取り消し、申立期間①の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間②の標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年7月31日から5年4月1日まで  
② 平成5年4月1日から6年4月28日まで

年金事務所からの連絡により、A社に勤務していた期間のうち申立期間①について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。平成2年7月1日に同社に入社し、6年4月28日までの期間において継続して勤務し、一度も休職することは無かったので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、A社に勤務していた期間のうち申立期間②に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給額より低い金額で記録されていることが分かったので、申立期間②に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、雇用保険の被保険者記録及び同僚二人の供述により、申立人が申立期間①においてA社で勤務していたことが認められる。

また、同僚一人から提出された給与明細書によれば、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できることか

ら判断すると、申立人についても、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

さらに、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の平成4年6月及び5年3月18日付けで取り消された4年10月の定時決定に係るオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録におけるA社の資格喪失日（平成4年7月31日）が厚生年金基金の記録における資格喪失日と同日になっており、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録することは考え難いことから、事業主が平成4年7月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月から5年3月までの期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、オンライン記録によると、申立人の申立期間②の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する26万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年4月28日）の後の平成6年6月8日付けで、5年4月1日に遡って16万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係るオンライン記録により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる被保険者32人のうち24人についても、申立人と同じ平成6年6月8日付けで標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

これら事実を総合的に判断すると、申立人について、平成6年6月8日付けで行われた遡及訂正処理は事実を則したものとは考え難く、5年4月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和44年11月から45年1月までは10万円、同年2月は9万2,000円、同年3月から同年9月までは10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月1日から45年10月1日まで

A社B支店に勤務していた期間に保管していた給与明細書と源泉徴収票については、多量となるため、退職後に1年ごとにまとめた給与一覧表を作成した上で処分したものの、申立期間の標準報酬月額が、当該給与一覧表で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額より低い金額で記録されている。申立期間中は社会保険事務の担当ではなかったが、経理業務に従事しており、給与から控除した厚生年金保険料は法定福利費と併せて全額納付しているはずなので、申立期間の標準報酬月額を厚生年金保険料の控除額に見合う記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が給与明細書を基に作成したとする給与一覧表については、当該一覧表に記載された昭和40年4月の給与基本給額が、申立人が保管するA社B支店に係る同年4月1日付けの通知書（辞令）に記載された給与基本給額と一致していること、及び当該給与一覧表に記載された厚生年金保険料控除額が変更されている時期は、厚生年金保険の標準報酬月額等級における上限変更及び厚生年金保険料率の変更時期と一致していることがそれぞれ確認できることなどから判断すると、当時の給与明細書を基に作成したものと推認できる。

一方、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与一覧表において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、昭和44年11月から45年1月までは10万円、同年2月は9万2,000円、同年3月から同年9月までは10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、前述の給与一覧表で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額どおりに算定基礎の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 18 年 7 月 31 日及び同年 12 月 11 日は 26 万 8,000 円、19 年 12 月 21 日は 27 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 31 日  
② 平成 18 年 12 月 11 日  
③ 平成 19 年 12 月 21 日

申立期間において、A事業所に勤務し、賞与から厚生年金保険料が控除されているが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所の事業主の相続人及び申立人から提出された平成 18 年 7 月 31 日、同年 12 月 11 日及び 19 年 12 月 21 日に係る給与支払明細書（賞与）により、申立人は、18 年 7 月 31 日及び同年 12 月 11 日は 26 万 8,000 円、19 年 12 月 21 日は 27 万 1,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所が提出した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 8 月

23日に申立てに係る賞与支払届が提出されていることが確認できるところ、事業主の相続人は、申立期間当時、申立てに係る賞与支払届を提出していなかったこと、及び申立期間に係る保険料を納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成 18 年 7 月 31 日及び同年 12 月 11 日は 28 万 8,000 円、19 年 12 月 21 日は 28 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 31 日  
② 平成 18 年 12 月 11 日  
③ 平成 19 年 12 月 21 日

申立期間において、A事業所に勤務し、賞与から厚生年金保険料が控除されているが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所の事業主の相続人である申立人が提出した平成 18 年 7 月 31 日、同年 12 月 11 日及び 19 年 12 月 21 日に係る給与支払明細書（賞与）により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給総額のそれぞれ

に見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立人が提出した上記給与支払明細書（賞与）において確認できる賞与支給総額及び厚生年金保険料の控除額から判断すると、平成18年7月31日及び同年12月11日は28万8,000円、19年12月21日は28万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所が提出した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年8月23日に申立てに係る賞与支払届が提出されていることが確認できることから、事業主の相続人は、申立期間当時、申立てに係る賞与支払届を提出していなかったこと、及び申立期間に係る保険料を納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から48年3月までの期間及び平成14年4月から15年7月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年8月から48年3月まで  
② 平成14年4月から15年7月まで

申立期間①当時は、私は学生であり、申立期間②当時は、夫が既に亡くなっており、無職だった。そのため、いずれの申立期間についても収入が無く、国民年金保険料を納付していないが、当然免除されていると思っていた。

申立期間を免除期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が、当該手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日の記録から、昭和48年6月から同年7月頃に払い出されたと考えられるところ、制度上、遡って国民年金保険料の免除申請を行うことはできなかつたと考えられ、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、「申立期間②の前年の平成13年12月に自営業をやめてから収入が無く、申立期間②直後の15年8月から現在に至るまで国民年金保険料は免除期間とされているので、申立期間②の国民年金保険料についても当然免除とされていると思う。」と供述しているが、当該期間に係る国民年金保険料の免除申請手続は2回行う必要があつたところ、行政側がいずれの手続についてもこれを誤って記録しなかつたとは考え難く、オンライン記録においても、申立人が申立期間②の国民年金保険料の免除申請手続を行った形跡は確認できない。

また、自営業であった場合、申立期間②の免除の認定基準として、前年の世帯所得等が必要であるものの、当該世帯所得等についての記憶も定かでない。

さらに、住民票において、申立期間②当時、同居していたとみられる申立人の長女についても、申立期間②の一部と重複する平成 15 年 4 月から同年 7 月までは国民年金保険料が未納とされており、申立期間②当時に申請免除とされている期間は確認できない。

- 3 申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（申請免除承認通知書、日記等）が無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

申立期間当時は、アルバイトで生計を立てていた。平成5年7月からA市役所の嘱託職員として勤務し、当時、同市役所の担当者から、「国民年金保険料の未納分については、今なら一括して納付することができ、納付すれば年金が満額支給となる。」と聞き、一括納付した。領収書等は残っていないが、A市役所で直接納めたにもかかわらず、国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の記号番号から、平成7年5月頃にA市役所において払い出されたものと推認され、当該払出時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納めることのできない期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A市役所の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付した形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金保険料の未納分を一括してA市役所に納付したと主張しているところ、申立人が平成5年7月1日から嘱託職員として勤めていた同市役所は、当初、7年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、その後、同年7月に、適用年月日を5年7月1日に遡って訂正処理した結果、申立人についても同日に厚生年金保険被保険者資格を取得したこととなったことから、同市役所は、同年7月から7年3月までの期間の被保険者負担分の厚生年金保険料を徴収しており、申立人の記憶は、この際の記憶である可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から同年 5 月まで  
昭和 50 年 12 月 31 日に A 社を退職し、51 年 5 月 9 日に同社に再就職するまでの申立期間について、B 事業所に勤務していた。B 事業所は、健康保険及び厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、C 市 D 区役所において、国民健康保険とともに国民年金の加入手続を行い、同区役所で納付書により国民年金保険料を納付した記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

C 市 D 区及び同市 E 区の国民年金被保険者名簿により、申立人が A 社において、厚生年金保険被保険者の資格を取得した昭和 50 年 5 月 1 日に国民年金の強制加入被保険者資格を喪失したことは確認できるものの、その後、同年 12 月に同社を退職した際、申立期間に係る国民年金の再加入手続を行って、被保険者資格を再取得したことは確認できない上、申立人が所持する国民年金手帳においても、申立期間について国民年金の被保険者資格を取得した形跡は確認できないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間とされていたものと考えられる。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金の未加入期間とされていた申立期間について、C 市 D 区役所が国民年金保険料の納付書を発行し、保険料を収納することは考え難く、申立人は、申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から同年 9 月まで

私は、大学を卒業直後の昭和 59 年 4 月に就職したが、同年 9 月までの 6 か月間は試用期間であり、その期間は厚生年金保険に加入することができなかったため、市役所に出向き国民年金の加入手続を行って国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳、A 町（現在は、B 市）の国民年金被保険者名簿及びオンライン上の申立人の前後の被保険者の記録から判断して、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 5 年 5 月 1 日に払い出されたことが推認できることから、当該払出時点において、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の申立期間に係る保険料の納付場所、納付方法、納付金額等の納付状況についての記憶が定かでなく、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 3 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 4 月まで

私は、昭和 36 年当時住んでいた、A 社のアパートの集会所で説明会があり、B 市（現在は、C 市 D 区）職員と A 社職員に勧められて国民年金に加入した、また、納付方法については、毎月、同市職員が自宅に集金に来るので、その都度保険料を納めるようにとの指示があった。

国民年金に加入した後は、月に 1 回同市職員が自宅まで集金に訪れ、その都度、保険料を納付し、年金手帳に納付金額の記載と受領印を押してもらったので、保険料は納付が完了したものと信じていた。

私は、確実に毎月国民年金保険料を納付しているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年に国民年金に加入し、B 市の集金人に支払う方法により申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年 4 月 7 日に払い出されていることが確認できるとともに、申立人が所持する国民年金手帳には、当該手帳が同年 4 月 1 日に発行され、申立人が同年 2 月 28 日に国民年金に任意加入をしたことが記載されているが、当該払出簿における申立人に係る記号番号備考欄には、「45. 4. 1 45 消除」との記載が確認できることから、45 年 4 月 1 日時点において、申立人に係る国民年金保険料の納付記録が無く、当該記号番号が取り消されたものと考えられる。

また、申立人は、自らが所持する国民年金手帳の昭和 36 年度の検認台紙に納付したとする金額の記載があることを保険料納付の証拠として挙げているが、申立期間当時、申立人の主張する納付の方法による取扱いを B 市で行っていた

事実は無い上、申立期間当時、同市では、市職員の集金による国民年金保険料の収納を行っておらず、当該国民年金手帳には、申立期間について保険料を収納した場合に押印されるべき検認印や検認台紙の切り取られた形跡は認められない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月1日から31年10月1日まで

申立期間について、脱退手当金が支給されていることになっているが、昭和31年10月中旬に結婚して転居しており、支給日とされている32年2月に、脱退手当金を受け取ることはできなかったと思うし、脱退手当金を受給した記憶も全く無い。

申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年間に当該事業所において同資格を喪失し、脱退手当金を受給している者9人中、申立人を含む6人が被保険者資格喪失日から6か月以内に支給されている上、連絡の取れた同僚は、事業所が代理請求を行っていた旨の供述をしており、申立期間当時、当該事業所においては、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額、脱退手当金の支給額、支給決定日などが具体的に記載されているとともに、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和32年2月8日に、脱退手当金の支給決定が行われているなど、当該脱退手当金支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立期間以前に勤務した事業所における被保険者期間の脱退手当金は未請求となっているが、当該期間に係る被保険者記号番号は、申立事業所に係る記号番号とは別の記号番号で管理されており、当時の脱退手当金請求書の様式は公的年金加入歴の記載項目が無いことから、請求書を提出する際に、厚

生年金保険被保険者台帳記号番号に係る厚生年金保険被保険者証の添付が無く、また、申立人が当該被保険者期間の申告をしなければ、社会保険事務所（当時）では請求者の全ての被保険者期間を知ることができなかつたことから、事業主は、当該被保険者期間に係る脱退手当金の請求は行わなかつたと考えるのが自然である。

このほか、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、結婚を理由としてA社を退職した後、厚生年金保険の被保険者期間が無い上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 3244

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 6 月 21 日から同年 12 月 21 日まで

A社（現在は、B社）に昭和 54 年 6 月 21 日から勤務していたが、年金事務所の記録では、同年 12 月 21 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことになっている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る雇用保険被保険者資格の取得日は昭和 54 年 12 月 21 日となっており、当該被保険者資格取得日は、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致している上、同被保険者名簿では、申立人の申立期間に係る被保険者記録は確認できない。

また、B社は、「申立期間当時、A社の従業員であった者に確認したところ、入社時からしばらくは厚生年金保険の加入手続をしていなかったとのことである。」と回答している上、前述の被保険者名簿により申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、連絡が取れた同僚のうちの3人が、「当時、A社では、採用後しばらくは厚生年金保険に加入できなかった。」と回答しているところ、前述の被保険者名簿において、当該同僚について、厚生年金保険被保険者資格の取得時期が、それぞれが供述する勤務開始時期と一致していないことから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立

人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月23日から30年6月28日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、私がA社に勤務していた申立期間が脱退手当金の支給済期間となっていることが分かった。

私は、脱退手当金制度自体を知らず、脱退手当金の請求手続を行ったことも、支給を受けた記憶も無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び書換え後の同名簿において、脱退手当金の支給要件を満たしている同社の女性被保険者65人の支給記録を確認したところ、申立人の被保険者資格喪失日前後6年以内に被保険者資格を喪失している申立人を含む43人に支給記録が確認でき、そのうち39人は資格喪失後3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていること、及び連絡先が把握できた一人の同僚は、「当時、会社が代わって脱退手当金の請求手続を行っており、社会保険事務所（当時）で脱退手当金の支給を受けた。」と供述していることから判断すると、事業主が申立人の申立期間の脱退手当金について代理請求をしたものと推認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人に対して脱退手当金を支給したことを示す脱退手当金の支給月（57か月）、支給金額（7,400円）及び支給決定日（昭和30年7月31日）が記録されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和30年7月31日に支給決定されていることなどから判断すると、当該脱退手当金支給に係る一連の事務処理に不自然さはないと判断される。

さらに、申立期間以前に勤務した事業所における厚生年金保険被保険者期間の脱退手当金は未請求となっているが、当該期間に係る被保険者記号番号は、申立事業所に係る記号番号とは別の記号番号で管理されており、当時の脱退手当金請求書の様式は公的年金加入歴の記載項目が無いことから、同請求書を提出する際に、厚生年金保険被保険者台帳記号番号に係る厚生年金保険被保険者証の添付が無く、また、申立人が当該被保険者期間の申告をしなければ、社会保険事務所では請求者の全ての被保険者期間を知ることができなかつたことから、事業主は、当該被保険者期間に係る脱退手当金の請求を行わなかつたと考えるのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。

当時の日記帳により、昭和 43 年 9 月から A 社に勤務したことが確認でき、また、当時の金銭出納帳を確認したところ、年金事務所の記録で厚生年金保険被保険者資格の取得日前とされている同年 9 月分の給与の現金支給額と厚生年金保険被保険者資格の取得日後の同年 11 月分の現金支給額が同額であり、被保険者資格の取得日前とされている同年 9 月分の給与からも厚生年金保険料が控除されていたのではないかと考えられるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する当時の日記帳の記載内容により、申立人が昭和 43 年 9 月 2 日（昭和 43 年 9 月 1 日は、日曜日であり入社日ではない。）に A 社に入社し、同年 9 月 30 日に給与を支給されたことがうかがえることなどから判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届により、申立事業所が申立人に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和 43 年 11 月 1 日に取得した旨の届出を行い、同年 11 月 8 日付けで社会保険事務所（当時）が同届出を受理していることが確認でき、この記録はオンライン記録と一致している。

また、A 社の経理担当役員は、「現行の就労規則には 3 か月間の試用期間が設定されており、申立期間当時にも試用期間が設定されていた可能性が高い。」と供述している上、申立人が記憶する同僚 3 人は、「A 社において、申

立期間当時、実習期間又は試用期間が設定されており、入社後すぐには正社員とはならない取扱いであった。」と供述し、このうちの一人は、「申立期間当時、女子従業員の出入りが激しく、入社後間もなく退職する女子従業員が多かったため、社長と専務が話し合っただけで試用期間が設定されたことを記憶している。」と供述しているほか、他の一人は、「私は、昭和 41 年 3 月に専門学校を卒業後、同年 4 月から A 社に勤務したが、同年 7 月から厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、3 か月間は実習期間であったと思う。」と供述しているところ、同人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 41 年 7 月 4 日であることが確認できることなどから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立人は、厚生年金保険被保険者資格の取得日前の昭和 43 年 9 月分の給与の現金支給額と同資格の取得日後の同年 11 月分の現金支給額が同額であるので、同年 9 月分の給与からも厚生年金保険料が控除されていたのではないかと主張しているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、事業主も当時の賃金台帳等の関連資料を保管していないことから、申立人の申立期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年3月1日から45年1月1日まで

「ねんきん定期便」を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間については、私の知人の紹介でA社（現在は、B社）に入社し、厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社は、「申立期間当時の人事及び社会保険の関連資料を保管していない。」と回答している上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる当時の事業主は死亡、また、同僚の多くは所在不明又は死亡しており、唯一連絡先の判明した同僚一人も申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。また、

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月1日から同年6月1日まで  
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。  
申立期間は、A社に勤務していた期間であり、同社から給与の振込みがあったことが記録されている預金通帳を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立人に係る金融機関の預金通帳に平成3年6月10日付けでA社から給与が振り込まれていることが確認できることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A社は平成9年12月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は保存していない。」と回答しており、当該事業主及びA社に係るオンライン記録により申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、いずれも申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、当時の事業主は、「従業員については2か月間程度の試用期間を設けていた。」と回答している上、A社に係るオンライン記録では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ

れていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 7 月 1 日から 12 年 7 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社及びB社が運営するスポーツ施設に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、銀行口座の取引履歴明細表で確認できる給与支給額と比べて低い額になっていることが分かった。申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、平成7年7月から同年9月までは26万円、同年10月から8年3月までは34万円、同年4月から同年9月までは9万8,000円、同年10月から11年9月までは11万円、同年10月から12年6月までは11万8,000円である一方、申立人が所持する銀行口座の取引履歴明細表により、申立期間のうち、7年10月以降の期間において、おおむね30万円から40万円の給与が入金されていることが確認できる。

しかしながら、上記の取引履歴明細表では、申立期間において申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料額は確認できない。

また、オンライン記録により、平成8年3月及び同年4月にB社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚33人のうち29人について、申立人と同様、同年4月1日に標準報酬月額が9万8,000円又は9万2,000円に変更されていることが確認できるところ、当該標準報酬月額の変更処理を含め、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録について、遡及して訂正された等の不自然さはうかがえない。

さらに、上記の同僚29人のうち、複数の同僚に照会したところ、申立期間における厚生年金保険料の控除額が確認できる供述及び関連資料を得ることはできず、このうち一人の同僚は、「給与明細書の様式が途中から変わり、

それまで一つだった基本給の欄が二つに分かれ、そのどちらか片方からしか厚生年金保険料が控除されておらず、控除されていた厚生年金保険料は従前よりも低くなったと思う。」と供述している。

加えて、B社の事業主に照会したところ、申立期間に係る関連資料は保管されておらず、申立内容を確認できる供述及び関連資料は得られない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年10月1日から18年11月1日まで  
② 平成18年11月1日から20年1月25日まで

申立期間①については、A社に在職中から厚生年金保険の被保険者でないことに気付いていたので、社長に対し厚生年金保険に加入させてほしい旨依頼しており、すぐに加入させてもらうことはできなかったものの、申立期間①は厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②については、A社に在職中に標準報酬月額の記録が実際の給与支給額に見合う標準報酬月額より低い金額で記録されていることに気付いたので、社長に対し年金記録を訂正してほしい旨依頼したが、聞き入れてもらえなかった。給与明細書を提出するので、申立期間②の標準報酬月額を実際に受け取った給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社が保管する労働者名簿及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書から判断すると、申立人が申立期間①のうち、平成18年2月1日から同年11月1日までの期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、平成18年11月1日であることが確認でき、当該被保険者資格の取得日はオンライン記録におけ

る被保険者資格の取得日と一致している。

また、申立人が保管する申立期間①のうちの平成18年3月分、同年9月分及び同年10月分と推認される給与明細書並びにA社が保管する申立期間①に係る賃金台帳からは、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、申立人が保管するA社における平成18年11月から20年1月までの期間に係る給与明細書及びA社が保管する申立期間②に係る賃金台帳から確認できる申立期間②の給与支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できるものの、当該給与明細書及び賃金台帳から確認できる申立期間②の厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象には当たらない。

また、A社に係る前述の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び平成19年10月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届により、事業主がオンライン記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たことが確認できる上、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げたA社の社会保険関係業務に携わっていたとする社会保険労務士事務所は、「A社に関する社会保険事務は、平成17年から18年までの期間にかけて、労働保険の年度更新を一度行っただけであり、従業員の厚生年金保険に関する手続を委託されたことは無く、どのような手続が行われていたかは分からない。」と供述している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見

当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 8 年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が前後の期間の標準報酬月額に比べて低い記録となっている。会社を長期間において休むことも無く、1か月に25日から26日の出勤日数、時給850円から900円で1日6時間勤務しており、極端な給与額の変更は無かったと記憶しているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、平成7年2月の厚生年金保険被保険者資格の取得時が13万4,000円であるにもかかわらず、同年10月の定時決定で11万円に減額されているのはおかしいとして申し立てているが、同年10月の定時決定では、同年5月から同年7月までの3か月を算定対象月とし標準報酬月額を決定するところ、A社が加入するB厚生年金基金が保管する申立人に係る同年10月の厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届によれば、A社は、申立人の出勤日数及び給与支給額を、同年5月は22日出勤の11万7,725円、同年6月は21日出勤の10万4,302円、同年7月は22日出勤の11万8,860円として届出を行っていることが確認でき、これら3か月の記録から同年10月の定時決定時の標準報酬月額は11万円となり、上記基金が保管する申立人に係る厚生年金基金加入員台帳異動記録及びオンライン記録と一致している上、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点も確認できない。

また、平成8年9月の随時改定では、同年6月から同年8月までの3か月を対象月とし標準報酬月額を決定するところ、上記基金が保管する申立人に係る同年9月の厚生年金基金加入員給与月額変更届によれば、A社は、申立人

の出勤日数及び給与支給額を、同年6月は23日出勤の13万6,611円、同年7月は22日出勤の12万4,923円、同年8月は25日出勤の13万7,839円として届出を行っていることが確認でき、これら3か月の記録から同年9月の随時改定時の標準報酬月額が13万4,000円となり、上記基金が保管する申立人に係る厚生年金基金加入員台帳異動記録及びオンライン記録と一致している上、申立人は、「時給が途中で、5円か10円上がった記憶がある。」と供述している。

さらに、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年1月頃から30年1月頃まで  
② 昭和33年2月頃から36年2月頃まで

申立期間①については、A社に勤務し、柿色の年金手帳を受け取った記憶があり、申立期間②については、A社の事業主から依頼されてB社に勤務し、健康保険被保険者証を交付してもらった記憶がある。

申立期間については、それぞれの事業所に勤務し、学校の建設工事や補修工事の業務に従事していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人はC地方の各県及びその離島の学校などの工事現場の工事に従事していたことを具体的に供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人はこれらの工事現場の業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が勤務していたと申し立てているA社が所在していたとする住所地において、当該事業所の法人登記簿は確認できず、適用事業所名簿においても、申立事業所が申立期間①において厚生年金保険の適用事業所に該当していたことを確認できない上、申立人が申立事業所において受け取ったとする柿色の年金手帳は、昭和49年11月以降に使用されていることが確認できることから、当該年金手帳の交付時期は申立期間①と符合しない。

また、オンライン記録において、申立人が事業主であったとする者に係る申立期間①における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、同人は既に死亡しており、申立人が記憶する同僚からも供述が得られないこ

とから、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

なお、適用事業所名簿において、申立人が主張するA社と名称が類似するD社が、厚生年金保険の適用事業所に該当していたことが確認できるものの、当該事業所の関連事業所の担当者は「当該事業所の名称では、昭和20年から25年まで存続していた。」と申立期間①より前の期間を供述しており、事業主及び所在地は申立人が主張する事業主の氏名及び所在地とは異なる上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の名前は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

- 2 申立期間②については、申立人が勤務していたと申し立てているB社が所在していたとする住所地において、当該事業所の法人登記簿は確認できない上、適用事業所名簿によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当していた記録は確認できない。

しかしながら、申立人がA社の事業主であったとする者に係る厚生年金保険の被保険者記録には、申立期間②において申立事業所と事業所名が類似したE社の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、申立人にその旨を伝えたと、「申立期間②において勤務していた事業所の名称は、E社であったかも知れない。その後、F社という名前に変わった。」と供述していること、及びE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者は、E社が解散した後有志で設立した事業所がF社であると供述していることなどから判断すると、申立事業所は、当初申立人が主張していたB社ではなく、E社であったことがうかがえる。

また、前述の複数の者に照会したところ、うち二人の同僚が申立人を記憶していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は、E社が関係する工事現場の業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、自身が職人であることを供述しているところ、前述の二人の同僚は、申立人が下請職人としてE社及び同社の関連工場で製造された製品の取付工事に従事していたことを供述している。

また、前述の複数の者のうち一人は、「E社は、親会社であるG社が受注した鉄製品の製造を行うために設立された会社であった。これらの製品は、下請職人を使って現場で取り付けており、同工場には複数の下請職人が出入りしていた。私の記憶によると、下請職人とはE社ではなく親会社が契約しており厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」と供述しているところ、G社及びE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人が申立事業所において一緒に勤務していた同僚として姓

のみを挙げた同僚二人についても、前述のE社に係る被保険者名簿において、いずれも同姓の者の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、G社及びE社は、いずれも既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の関連資料も見当たらず、当時の両社の事業主からも所在が不明及び死亡のために供述が得られないことから、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

- 3 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年から35年まで  
② 昭和42年4月から49年5月まで

申立期間①については、A社で運転手として勤務していた期間であるが、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間②については、一旦退職していたB社に運転士として、再度昭和42年4月に入社し勤務していた期間であるが、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間において、両事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「申立人は、A社で運転手として勤務していた。勤務期間は申立期間①の頃であったと思う。」と供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは、昭和37年9月1日であり、申立期間①においては厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない上、上記の複数の同僚のうち、申立期間①の後に申立事業所において社会保険事務を担当していたとする者は、「昭和37年に私が入社した後、社長に社会保険に加入するよう要請したところ、同要請が聞き入れられ、すぐに社会保険の加入手続を行った。」と供述しているところ、前述の被保険者原票によれば、上記の複数の同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、同

社が厚生年金保険の適用事業所に該当することになった昭和 37 年 9 月 1 日であることが確認できる。

また、前述の適用事業所名簿によれば、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、上記の複数の同僚からも申立人の厚生年金保険の加入状況等についての供述を得ることができないことから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

2 申立期間②については、B社が保管する社員名簿、運転士名簿及び失業保険名簿の記録により、申立人は、申立期間②の一部を含む昭和 45 年 11 月 16 日から 47 年 6 月 30 日までの期間及び同年 10 月 1 日から 50 年 1 月 31 日までの期間に同社に勤務していることが確認できる上、この記録は雇用保険の被保険者記録ともおおむね符合していることから判断すると、少なくとも申立期間②のうち 45 年 11 月 16 日から 47 年 6 月 30 日までの期間及び同年 10 月 1 日から 49 年 5 月までの期間において、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社は、「申立期間②当時、雇用保険と厚生年金保険の被保険者資格の取得届を同時に届け出ていたとは限らず、社会保険の加入を希望しない従業員も多かった。」と回答している上、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者のうち、自身が社会保険事務を担当していたとする者は、「当時、運転士として勤務していた従業員の多くは厚生年金保険に加入していなかった。従業員は皆若くて、将来の年金のことは考えていなかったのではないかと思う。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所では、全ての従業員について必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿では、申立人の申立期間②における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、B社は、申立期間②中の昭和 48 年 4 月 1 日にC厚生年金基金に加入しているものの、申立人の当該基金に係る加入員記録も確認できない。

さらに、B社は、「厚生年金保険料の控除について根拠となる関連資料が保管されておらず、不明である。」と回答している上、前述の複数の者からも申立人の厚生年金保険の加入等についての具体的な供述を得ることができないことから、申立人の申立期間②における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

3 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。